

富山県のくろまぐろの保存及び管理に関する計画

1 くろまぐろの保存及び管理に関する方針

- (1) 本県において、くろまぐろは、定置漁業のほか、曳き縄漁業や一本釣り漁業により漁獲され、重要な資源となっている。
- (2) このため、くろまぐろの保存及び管理を通じて、安定的で持続的な利用を図る観点から、国の基本計画により決定された漁獲可能量のうち本県の知事管理量について本県の漁業の実態に応じた適切な管理措置を講じることとする。
- (3) 本県の知事管理量を適切に管理するためには、くろまぐろの採捕の数量を的確に把握する必要があることから、採捕の数量の報告体制を整備し、適切な報告がなされるよう漁業者等の指導・確認を行うものとする。併せて、採捕の数量が積み上がり本県の知事管理量に近づいた場合はこの旨を直ちに公表するとともに、早期是正措置を講じるものとする。
- (4) また、適切な管理を行っていくためには、くろまぐろの分布、回遊状況、当該資源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的データ又は知見が必要であり、当該データの蓄積又は知見の進展を図るため、本県農林水産総合技術センター水産研究所を中心とし、国又は関係都道府県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図ることとする。
- (5) これらのほか、太平洋くろまぐろの適切な保存及び管理を図るため、漁業者間の自主的取り決めに後押しし、引き続き漁業者等による自主的な資源管理を推進する。

2 くろまぐろの漁獲可能量について富山県の知事管理量に関する事項

本県における第5管理期間（平成31年4月1日～令和2年3月31日）の知事管理量は次のとおりである。

くろまぐろ 30 キログラム未満の小型魚（以下「小型魚」という。）	95.1 トン	うち 4.44 トンを管理期間当初に留保する。
くろまぐろ 30 キログラム以上の大型魚（以下「大型魚」という。）	14.0 トン	うち 0.70 トンを管理期間当初に留保する。

農林水産大臣が、我が国全体の採捕の数量が小型魚又は大型魚の漁獲可能量を超え、又は超えるおそれが著しく大きいと認め、当該採捕の数量を公表した場合は、表中の本県の知事管理量は、その時点における本県の大型魚又は小型魚の採捕の数

量に変更されるものとする。

3 くろまぐろの知事管理量について採捕の種類別、海域別又は海域及び期間別の数量に関する事項

(1) 小型魚について

ア 採捕の種類別の数量

採捕の種類別の割当量は次のとおりである。なお、定置漁業については、この割当量をさらに海域別又は海域及び期間別の数量に区分することとし、漁船漁業等についてはこれらの区分を設けないものとする。

採捕の種類	割当量
定置漁業	86.60 トン
漁船漁業等	4.06 トン

(注) 漁船漁業等とは定置漁業以外の漁業をいう。

イ 定置漁業における海域別又は海域及び期間別の数量

氷見漁業協同組合の地先水面		
	海域別の数量	58.51 トン
	海域及び期間別の数量	
	平成 31 年 4 月 ～令和元年 9 月	41.57 トン
	令和元年 10 月 ～令和 2 年 3 月	16.94 トン
新湊漁業協同組合の地先水面		
	海域別の数量	20.37 トン
	海域及び期間別の数量	
	平成 31 年 4 月 ～令和元年 9 月	14.58 トン
	令和元年 10 月 ～令和 2 年 3 月	5.79 トン
とやま市漁業協同組合の地先水面		
	海域別の数量	3.03 トン
	海域及び期間別の数量	
	平成 31 年 4 月 ～令和元年 9 月	2.20 トン
	令和元年 10 月 ～令和 2 年 3 月	0.83 トン
魚津漁業協同組合の地先水面		
	海域別の数量	3.88 トン
	海域及び期間別の数量	
	平成 31 年 4 月 ～令和元年 9 月	3.02 トン
	令和元年 10 月 ～令和 2 年 3 月	0.86 トン
その他漁業協同組合の地先水面		
	海域別の数量	0.81 トン
	海域及び期間別の数量	
	平成 31 年 4 月 ～令和元年 9 月	0.61 トン

令和元年 10 月 ～令和 2 年 3 月	0.20 トン
-----------------------	---------

(注) 漁業協同組合の地先水面とは、本県の定置漁業権又は共同漁業権の免許を受け、当該漁業協同組合の産地市場に水揚げする漁業者が漁場としている区域をいう。

定置漁業における海域及び期間別の採捕の数量が、その海域及び期間別に定めた数量を下回った場合に生じる余剰数量は、本県の留保数量に繰り入れるものとする。

また、海域及び期間別の採捕の数量が、その海域及び期間別に定めた数量を上回った場合に生じる超過数量は、同海域の次の期間に繰越し、新しい期間別数量を当該海域の漁業協同組合に周知するものとする。

なお、海域及び期間別の数量が10トン以上配分されている海域及び期間については、海域及び期間別の数量を遵守するために、海域ごとに放流すべき生存個体の大きさ（kg）を定め、採捕の数量の積み上がり状況に関わらず、その大きさ未満の生存個体の放流に努めることとする。

(2) 大型魚について

ア 採捕の種類別の数量

採捕の種類別の割当量は次のとおりである。

採捕の種類	割当量
定置漁業	13.30 トン

イ 定置漁業における海域別又は海域及び期間別の数量

氷見漁業協同組合の地先水面		
	海域別の数量	8.69 トン
	海域及び期間別の数量	定めない
新湊漁業協同組合の地先水面		
	海域別の数量	2.10 トン
	海域及び期間別の数量	定めない
その他漁業協同組合の地先水面		
	海域別の数量	2.51 トン
	海域及び期間別の数量	定めない

(3) 採捕の停止等の命令について

県は、採捕の数量が採捕の種類別、海域別又は海域及び期間別の各数量を超えており、又は超えるおそれが著しく大きいと認める場合は、定めた採捕の種類

ごと、海域ごと又は海域及び期間ごとに海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号。以下「法」という。）第10条第2項の規定に基づく採捕の停止等の命令を発出する。

4 くろまぐろの知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

(1) 緊急報告体制について

ア 各漁業協同組合は急激な採捕の数量の積上げに備え、当該漁業協同組合の地先水面における水揚げ数量が以下の報告基準に該当する場合は、速やかに県に一報のうえ、採捕の数量報告を行うものとする。

(7) 小型魚について

a 定置漁業

漁業協同組合	報告基準
氷見漁業協同組合	組合全体で1日あたり 500 キログラムを超える量の採捕
新湊漁業協同組合	組合全体で1日あたり 300 キログラムを超える量の採捕
とやま市漁業協同組合	組合全体で1日あたり 100 キログラムを超える量の採捕
魚津漁業協同組合	組合全体で1日あたり 100 キログラムを超える量の採捕
その他の漁業協同組合	各組合全体で1日あたり 50 キログラムを超える量の採捕

b 漁船漁業等

漁業協同組合	報告基準
すべての漁業協同組合	各組合全体で1日あたり 100 キログラムを超える量の採捕

(4) 大型魚について

a 定置漁業及び漁船漁業等

漁業協同組合	報告基準
すべての漁業協同組合	各組合全体で1日あたり 50 キログラムを超える量の採捕

イ アの県への一報は以下の体制により行うものとする。

漁業者	漁業協同組合	県
各漁業者は漁業協同組合に連絡	漁業協同組合は地先水面における採捕の数量を把握 漁業協同組合は県水産漁港	県は送信者に受信連絡

	課にメール又は FAX で連絡	
--	-----------------	--

各漁業協同組合は、表中の漁業者と漁業協同組合間の連絡網を整備するものとする。県は、表中の各漁業協同組合と県間の連絡網（土日祝祭日、年末年始等の閉庁時の連絡網を含む）を別に定めるものとする。

ウ アの緊急報告を行うべき急激な採捕があった場合に直ちに当該漁業者が取り組む緊急の管理措置は以下のとおりとする。また、県は、各漁業協同組合から当該採捕の数量報告を受けた際に、以下の管理措置が実施されているか確認し、必要な指導を行うものとする。

採捕の種類	緊急の管理措置
定置漁業	当該漁業協同組合は関係漁業者に対し、大量入網があった旨を緊急連絡 本県全体及び当該漁業協同組合地先水面での残枠が判明するまでの間は、当面、生存個体は放流するとともに、輪番等による休漁を検討 当該漁業協同組合は荷受けの自粛を検討
漁船漁業等	当該漁業協同組合は関係漁業者に対し、大量漁獲があった旨を緊急連絡 本県全体の残枠が判明するまでの間は、当面、生存個体は放流するとともに、くろまぐろの目的操業を自粛 当該漁業協同組合は荷受けの自粛を検討

エ 県は、本県全体で1日 2.5トンを超える採捕の数量報告があった場合には、速やかに国に一報のうえ、採捕の数量報告を行うものとする。

(2) 採捕の数量の公表等について

ア 県は法第8条第2項の規定に基づき、本県の採捕の数量が知事管理量を超えるおそれがあると認める場合として、本県の第2項又は第3項の数量（留保を設定している場合は留保の数量を除く）の7割を超え、又はそのおそれがあると認める時点で、当該採捕の数量を公表するものとする。

イ また、我が国全体の採捕の数量が、小型魚又は大型魚の漁獲可能量の7割を超え、又はそのおそれがあると認める時点で農林水産大臣から当該採捕の数量が公表される。その公表が行われた時点で本県のアの公表を行っていない場合は、農林水産大臣の当該採捕の数量の公表を持って本県のアの公表とする。

(3) 早期是正措置について

県は、前述の採捕の数量の公表後、速やかに法第9条第2項の規定に基づく助言、指導又は勧告を内容とする次の早期是正措置を県内の漁業者等に対し講じるものとする。

ア 小型魚について

(7) 定置漁業の場合

- a 定置漁業の割当量、海域別の数量又は海域及び期間別の数量の7割を超え、又はそのおそれがあると認めるとき

県は、海域ごとの採捕の数量の積み上がり状況をふまえ、おおむね2キログラム未満の生存個体の放流とともに、以下のいずれかの措置の実施を助言するものとする。併せて、漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。

- (a) 生存個体の放流について、3キログラム以上の基準を設けて実施すること
- (b) 海域ごとに1日あたりの採捕の数量を制限すること
- (c) 海域ごとに輪番等で、網起しの休止あるいは、網の一部撤去、そのほか漁獲能力を失わせる休漁相当の措置（以下、「網起しの休止等」という。）を実施すること

- b 定置漁業の割当量、海域別の数量又は海域及び期間別の数量の8割を超え、又はそのおそれがあると認めるとき

県は、海域ごとの採捕の数量の積み上がり状況をふまえ、おおむね3キログラム未満の生存個体の放流とともに、以下のいずれかの措置の実施を指導するものとする。併せて、漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。

- (a) 生存個体の放流について、5キログラム以上の基準を設けて実施すること
- (b) 海域ごとに1日あたりの採捕の数量を制限すること
- (c) 海域ごとに輪番等で、網起しの休止等を実施すること

- c 定置漁業の割当量、海域別の数量又は海域及び期間別の数量の9割を超

え、又はそのおそれがあると認めるとき

県は、おおむね30キログラム未満の生存個体の放流に加え、以下のいずれかの措置の実施を勧告するものとする。併せて、漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。

- (a) くろまぐろの漁獲はやむを得ない混獲のみとすること
- (b) 海域ごとに輪番等で、網起しの休止等を実施すること

(4) 漁船漁業等の場合

a 漁船漁業等の割当量の7割を超え、又はそのおそれがあると認めるとき

県は、採捕の数量の積み上がり状況に応じて、以下の措置の実施を助言するものとする。併せて、漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。

- (a) くろまぐろを目的とした操業は自粛すること
- (b) おおむね2キログラム未満の生存個体は放流すること

b 漁船漁業等の割当量の8割を超え、又はそのおそれがあると認めるとき

県は、採捕の数量の積み上がり状況に応じて、以下の措置の実施を指導又は勧告するものとする。併せて、漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。

- (a) くろまぐろを目的とした操業は自粛すること
- (b) おおむね30キログラム未満の生存個体は放流すること

イ 大型魚について

(7) 定置漁業の場合

a 本県の割当量の7割を超え、又はそのおそれがあると認めるとき

県は、採捕の数量について全ての漁業協同組合と情報共有を図り、その積み上がり状況に応じて、以下の措置の実施を助言、指導又は勧告し、併せて、漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼するものとする。

- (a) 入網が確認され、生存したままでの放流あるいは網内からの逃避が見込まれるときは、操業上の安全が確保される場合に限り、網起しを中止するなど、水揚げを抑制する措置をとること

5 その他くろまぐろの保存及び管理に関する重要事項について

(1) 第2項および第3項の本県の留保数量等の取扱いについて

ア 県が管理期間当初又は知事管理量を変更したときに留保した数量については、漁獲状況等を勘案して、県が定めた採捕の種類別、海域別又は海域及び期間別の数量に上乗せ配分できるものとする。配分のルールについては別に定める。

イ 海域及び期間別の漁獲量が、県が定めた海域及び期間別の数量を下回ったことにより生じた留保数量については、海域別に累計のうえ、同一の海域の次の期間以降において定められた数量に上乗せ配分できるものとする。

ウ 海域別又は海域及び期間別の数量について、県及び関係する漁業協同組合の間で協議が調った場合には、漁獲枠を融通できるものとする。

エ ア、イ、ウ及び都道府県間の漁獲枠の融通等により採捕の種類別、海域別又は海域及び期間別の数量を変更した場合は、県は速やかに富山海区漁業調整委員会への報告及び漁業者等への公表を行うものとする。この公表が行われた場合は、以降の採捕の種類別、海域別又は海域及び期間別の数量はこの変更を反映した数量とする。

(2) 遊漁（遊漁者及び遊漁船業者）の管理について

ア 県は、管内の漁業者へ管理の取組みを指導した場合は、管内の遊漁船業者に対しても同様の指導を行うものとする。この場合、県は国に対し、当該指導内容を速やかに報告するものとする。

イ 特に、プレジャーボート等を利用した採捕の実態が必ずしも明らかでないことから、県は国と協力しつつ、釣り団体の各ホームページやテレビ等の媒体を通じてくろまぐろの管理状況や漁業者の取組みへの理解と協力の呼びかけを行うものとする。

(3) 採捕の停止命令について

ア 第2項の知事管理量

県は、本県の採捕の数量が第2項の知事管理量の9割5分を超える時点で、法第10条第2項の規定に基づく採捕の停止命令をするものとする。

イ 第3項の採捕の種類別、海域別又は海域及び期間別の数量

県は、本県の採捕の種類別、海域別又は海域及び期間別の採捕の数量が、

第3項の採捕の種類別、海域別、海域及び期間別の数量又はこれらに留保数量等を加えることで更新された数量の9割5分を超える時点で、法第10条第2項の規定に基づく採捕の停止命令をするものとする。

ウ 全国数量

農林水産大臣が、我が国全体の採捕の数量が小型魚又は大型魚の漁獲可能量を超え、又は超えるおそれが著しく大きいと認め、当該採捕の数量を公表した場合は、当該知事管理量はその時点における本県の採捕の数量に変更されることから、当該公表の時点で、法第10条第2項の規定に基づく採捕の停止命令の適用対象となる。

エ その他採捕の停止命令に関すること

遊漁者による採捕の数量は知事管理量に含まれるため、県が採捕の停止命令をした場合は、本県の水面での遊漁者も命令対象者であり、管内の漁業者に対し管理の取組みを指導した際は、同様の指導を行うものとする。

(4) 個別割当てや協定の締結の検討について

県は、法第11条第1項の規定に基づく採捕を行なうもの別の割当てによる採捕の制限の導入及び法第13条第2項の規定に基づく協定の締結に向け、検討を進めるものとする。

(5) 第5管理期間までの超過分の差引等について

第2管理期間の超過量については、差引きがない場合の漁獲枠の2割を上限として4年間にわたって分割して差し引くこととしている。本県の第5管理期間の差引き数量は0トン、第6管理期間の差引き数量は0トンである。